

# 神鏡不在の内侍所御神楽

中 本 真 人

はじめに

観応二年（一二三二）十二月、足利尊氏は南朝に降伏し、三種の神器を南朝に引き渡した。さらに翌年三月、京に侵入した南朝は、光厳・光明・崇光の三人の院、および前東宮の直仁親王を拉致している。同年八月十七日、京を奪還した義詮は、光厳院の第二皇子である弥仁王を擁立して後光厳天皇を踐祚させ、北朝を再興させた。その後の北朝は、後光厳・後円融・後小松の三代約四十年に渡って三種の神器を保持しなかった。その一方、神鏡の奉仕儀礼であった内侍所御神楽は、ほぼ毎年途絶えることなく行われている。この時期に中絶した朝儀は少なくともなかったが、なぜ内侍所御神楽は継続されたのだろうか。本稿では、神鏡不在という現実を抱えつつも、その奉仕儀礼である内侍所御神楽の継続された背景について明らかにしたい。

## 一、正平一統後の内侍所御神楽

内侍所御神楽は、神鏡に対する芸能として知られる。寛弘二年（一〇〇五）十一月十五日、当時の内裏が焼

亡して神鏡が破損した。同年十二月、一条天皇の命により、神鏡に対する奉仕儀礼として始められたのが内侍所御神楽である。松前健は「内侍所神楽は、どうみても、神鏡に対する奉仕儀礼で、天皇に対する儀礼ではない」とした上で「この神楽が、主上の内侍所御拜の儀の後、内侍が辛櫃の御鈴を鳴らすことよって始められることや、神鏡の災厄、動座などの異変の際に必ず行なうことなども、この神楽と神鏡との関係を明白に示している」と説明している。当初は内侍所に対する臨時の行事として不定期に行われたが、やがて恒例化されて毎年十二月の行事となった。恒例行事となり、また内裏の移転にもなって神鏡の奉安場所が変遷しても、伊勢の神に対する奉仕儀礼の意識は変わらなかった。

南北朝分裂後も、北朝は内侍所御神楽を継続している。しかし正平一統により北朝が一時的に消滅し、神鏡が南朝に渡ると、南朝は賀名生御所において内侍所御神楽を行った。一方の北朝は、約四十年にわたって、神鏡を保持しなかった。それにもかかわらず神鏡に対する奉仕儀礼である内侍所御神楽は、天皇の遷幸や諒闇などを除いて、ほぼ毎年実施されている。(2)

鎌倉後期より、内侍所御神楽は秋季の「臨時御神楽」と、十二月の「恒例御神楽」の二回行われるようになった。しかし北朝は、ほとんどの年を「内侍所臨時恒例御神楽」として一日で行うようになっていく。もっとも、三種の神器を保持した光厳院政期より、すでにこの儀礼形式となっていることから、神鏡不在との直接的な因果関係はない。ただし北朝の内侍所御神楽は、正平一統を境として大きく状況が異なる。神鏡の奉仕儀礼として行われた光厳院政期に対して、後光厳朝以降は神鏡を喪失した状態での儀礼を余儀なくされたからである。また後光厳期の不安定さは、内侍所御神楽の財政基盤にも影響し、特に召人の御訪の料足の欠如という形であられた。王朝時代や鎌倉期の内侍所御神楽に比べると、楽人などの規模は縮小していたに違いない。そのような環境にあって、北朝が内侍所御神楽の存続にこだわったのはなぜだろうか。

この時期の朝儀について、小川剛生は「永和年間、朝儀もまた陵遲の極みにあった。この応安・永和年間を境として、御齋会・女叙位・踏歌節会・石清水臨時祭・灌仏・最勝講・乞巧奠・例幣・神今食・京官除目が中絶してしまっている」<sup>③</sup>と説明する。しかし多くの朝儀が中絶する中にあっても、内侍所御神楽は存続している。しかも内侍所御神楽の経済的負担は小さくなかったことがわかっている。やや下った時期の資料になるが、明応元年（一四九二）から二年（一四九三）にかけての諸行事の費用は、内侍所御神楽（三〇六〇疋）、節折（七一〇疋）、追儼（三〇〇疋）、四方拜（四二〇疋）、淵醉（二八〇疋）、叙位（二一六〇疋）、三節会（八五〇〇疋）、その他（九〇〇疋）であった。<sup>④</sup>北朝が神鏡不在のまま内侍所御神楽を存続させた時期からは約百年の差があるが、各行事の経費を比較する上で参考にできよう。内侍所御神楽は、殿上・陪従・近衛の各召人と人長、および官人の奉仕を必要とした。財政的基盤の脆弱な北朝にとって、毎年の内侍所御神楽は大きな負担であったはずだが、それでも存続の道を選んだからには、相応の理由があったと考えるべきであろう。

そもそも神鏡を手放した北朝は、どのような状態から内侍所御神楽を再開させたのか。再興時の状況について『園太暦』<sup>⑤</sup>文和元年（一三五二）十二月三十日条には、次のように記されている。

後聞、今夜被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>内侍所御神楽<sub>一</sub>云々、以<sub>二</sub>御辛櫃<sub>一</sub>儼如在<sub>レ</sub>礼有<sub>二</sub>此事<sub>一</sub>、寿永例敷、可<sub>レ</sub>尋、文和元年、北朝の内侍所御神楽が再興されたとき、洞院公賢は辛櫃をもって「如在礼」がとられ「寿永例」が用いられたとしている。北朝が内侍所御神楽にあたって根拠とした「如在礼」および「寿永例」とは、具体的にどのような内容であったのだろうか。次に「如在」の先例について、寿永期を中心に確認していきたい。

## 二、「如在」の先例

「如在」とは「(論語・八佾)の「祭如在、祭神如神在」による語)神・主君などが、眼前にいるかのように、つつしみかしこむこと。また、そのような態度で、ことをとり行なうこと。によざい」(『日本国語大辞典 第二版』)と説明される。古記録には「如在礼」のほか「如在儀」、「如在之礼」、「如在之儀」などと表記されるが、本稿では煩瑣を避けるために「如在礼」に統一する。

次に「如在」の用例をみておきたい。『西宮記』所載「貞信公記」<sup>(6)</sup>承平六年(九三六)十一月十九日条には、次のような記事がみられる。

依<sup>二</sup>御物忌<sup>一</sup>不<sup>レ</sup>御<sup>二</sup>南殿<sup>一</sup>、但垂<sup>三</sup>御簾<sup>一</sup>行<sup>二</sup>如在礼<sup>一</sup>、右大臣為<sup>二</sup>内弁<sup>一</sup>、无<sup>二</sup>小忌参議<sup>一</sup>、年来不<sup>レ</sup>聞事也、今日給<sup>レ</sup>禄、

承平六年の新嘗祭の豊明節会では、朱雀天皇が物忌によって臨席しなかつたため、御簾を下ろして「如在礼」がとられた。天皇不在にもかかわらず、天皇のいるごとく儀礼を執り行うのが「如在礼」であった。さらに『日本紀略』<sup>(7)</sup>長元九年(一〇三六)四月十七日条には、次のような記事がみられる。

戊刻。天皇落飴。崩<sup>二</sup>于清涼殿<sup>一</sup>。春秋廿九。在位廿年。去三月以来。御寮字。子刻。諸卿近衛以<sup>二</sup>璽劔<sup>一</sup>奉<sup>二</sup>皇太子<sup>一</sup>於昭陽舍。大床字。并小御野子。時簡。殿上御傍子等。遷新帝御所。依<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>遺詔<sup>一</sup>。暂秘<sup>二</sup>喪事<sup>一</sup>。以<sup>二</sup>如在之儀<sup>一</sup>。今日。讓<sup>二</sup>位皇太子<sup>一</sup>。

後一条天皇が崩御し、皇太弟の敦良親王が踐祚したとき、実際は天皇の崩御による皇位継承であったが、天皇の死後もしばらくはその事実が伏せられた。そして天皇生前のごとく讓位の儀が執り行われ、形式的には讓位によって敦良親王(後朱雀天皇)が踐祚したことにされた。

次に「寿永例」をみていく。『玉葉』<sup>(8)</sup>寿永二年(一一八三)八月十九日条には、次のような記事がみられる。

神鏡事、

左大臣、(藤原実房)皇后宮大夫、前源中納言、

如<sub>レ</sub>諸道勘申<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>存<sub>二</sub>如在之儀<sub>一</sub>、然者、立<sub>二</sub>浜床<sub>一</sub>設<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>儼<sub>二</sub>恒例臨時之神事<sub>一</sub>、忽不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>

及<sub>二</sub>御辛櫃<sub>一</sub>欵、兼又可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>祈<sub>二</sub>申諸社并山陵<sub>一</sub>、

堀川大納言、(藤原忠親)八条中納言、(藤原長方)源宰相中将、

神鏡忽不<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>紛失<sub>一</sub>、暫御羈中、被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>如在之議<sub>一</sub>、還依<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>其恐<sub>一</sub>、女官等候<sub>二</sub>内侍所<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>祈請<sub>一</sub>欵、

凡可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申<sub>二</sub>伊勢已下諸社<sub>一</sub>欵、且行<sub>二</sub>德政<sub>一</sub>、且致<sub>二</sub>祈請<sub>一</sub>者、定令<sub>二</sub>還坐<sub>一</sub>欵、但任<sub>二</sub>勘文之趣<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>存<sub>二</sub>

如在之礼<sub>一</sub>者、任<sub>二</sub>天德之例<sub>一</sub>、召<sub>二</sub>年料辛櫃<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>安置<sub>二</sub>内侍所欵<sub>一</sub>、神鏡縦不<sub>レ</sub>御、何可<sub>レ</sub>棄<sub>二</sub>内侍

司<sub>一</sub>哉、

民部卿、親宗朝臣、

事出<sub>二</sub>不慮之外<sub>一</sub>、更無<sub>二</sub>可<sub>レ</sub>准之例<sub>一</sub>、但如<sub>二</sub>諸道勘文申<sub>一</sub>、致<sub>二</sub>如在之礼<sub>一</sub>、專可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>祈請<sub>一</sub>欵、御辛櫃已

下、任<sub>レ</sub>例可<sub>レ</sub>奉<sub>二</sub>作儲<sub>一</sub>、先於<sub>二</sub>明後日<sub>一</sub>者、召<sub>二</sub>大藏省辛櫃<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>馱<sub>一</sub>駟<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>付<sub>レ</sub>之欵、

寿永二年、源義仲入京の噂が流れると、平宗盛らは安徳天皇を奉じて都落ちし、一緒に三種の神器も持ち出した。

後白河院らは、新帝擁立を決め、三種の神器不在の中で踐祚の儀の準備を進めた。後鳥羽天皇擁立にあたって、

神鏡不在という現実を乗り越えるために持ち出されたのが「如在礼」であった。公卿たちは「年料辛櫃」か「大

藏省辛櫃」を内侍所辛櫃の代用とすることを検討している。

後鳥羽天皇踐祚の翌年、神鏡不在の内侍所において恒例の御神楽が行われている。『内侍所御神楽部類記』<sup>9)</sup>

所引『心記』元暦元年（寿永三年、一一八四）十二月九日条には、

内侍所御神楽、

殿上人、可尋レ入、 筆架少將親能、レレ

と記される。「如在礼」によって、内侍所御神楽は神鏡のある状態と同様に執行された。前掲の「寿永例」は、この内侍所御神楽を示す。

元暦二年（一一八五）二月、臨時御神楽が相次いで行われた。二十日は内侍所、二十四日は石清水八幡宮寺<sup>(10)</sup>、さらに二十七日は上下賀茂社<sup>(11)</sup>である。このうち内侍所については『内侍所御神楽部類記』所引『心記』同年二月二十日条に、次のような記事がみられる。

内侍所御神楽、内侍所無為可レ有御入洛御祈也

殿上召人、

右中将雅賢朝臣、本拍子、 少納言師広、末拍子、

民部大輔兼定、笛、 侍従、筆架、 「資時卿、和琴、

右少将成定、筆架、 左少将親能、筆架、

榊、幣、片折、諸拳、韓神、薦枕、扇拳、 志都也、礖等、篠波、角総、湊田、蟋蟀、千歳、折、 早歌、九首、あかひり 星三首、木細作、 昼目、末殿、 朝倉、其駒、より、上型子、

割注に「是内侍所無為可レ有御入洛御祈也」とあるように、内侍所（神鏡）の帰還を祈念する目的で行われた臨時御神楽であった。四日後に行われた石清水も「是内侍所無為有御入洛御祈也」<sup>(12)</sup>とあるので、同じ祈願を神鏡のない内侍所と、石清水に奉げたことになる。神鏡不在の内侍所において、神鏡の入洛を祈願しうるところに「如在礼」の融通性を認めることができようか。

寿永二年から文治元年にかけて、三種の神器が京を離れたため、内侍所も神鏡不在となった。その現実を乗り越えつつ、後鳥羽天皇擁立のために採られたのが「如在礼」であった。松前健は「この内侍所御神楽の対象

であった神鏡は、もともと三種の神器の一つとして、天皇が即位儀礼などに用い、また常にこれを帯していた一種のレガリアであった。少なくとも、奈良朝以前は、単なる儀器・宝器にすぎず、他の劍璽の二器と同じく、何の祭祀の対象にもならなかったようであるが、平安初めごろには、そろそろ「伊勢御神」などと呼ばれてその霊験が信ぜられて来ていた<sup>(13)</sup>として、本来レガリアに過ぎなかった神鏡が、伊勢の神と同一視され、信仰の対象となった事実を指摘する。さらに藤田勝也は「内侍所に奉安される鏡は、摂関期を通じて次第に神聖化され神事の対象として認識される中で、関連儀礼も整備されてゆく。内侍所はまさに神鏡奉安のための宮中祭祀施設として機能的確立を果たすのである」<sup>(14)</sup>と、内侍所が宮中祭祀施設に変化していく過程を解明した。平安末期、後白河院たちが神鏡不在の事態を「如在礼」で乗り切れた背景には、たとえ信仰の対象としての神鏡が不在であっても、内侍所を祭祀施設として運用できると判断したからではないか。

この「寿永例」は、北朝の内侍所御神楽の再興にあたって先例として利用されることになる。次項では、北朝が神鏡不在の内侍所をどのように扱ったのか考えてみたい。

### 三、二条良基と神鏡、内侍所御神楽

冒頭にも述べたように後光厳天皇は、三種の神器を保持しないまま践祚した。践祚の手続きをめぐって『園太暦』文和元年（一三五二）七月二十五日条には、次のような記事がみられる。

自<sup>(15)</sup>博陸<sup>(16)</sup>有<sup>(17)</sup>使、弼少納言長綱朝臣也、条々被<sup>(18)</sup>示合<sup>(19)</sup>、踐祚日入<sup>(20)</sup>御皇居<sup>(21)</sup>御事、代々執政進<sup>(22)</sup>庇車<sup>(23)</sup>、今度無<sup>(24)</sup>其物<sup>(25)</sup>、仍欲<sup>(26)</sup>用<sup>(27)</sup>院御車<sup>(28)</sup>之処、破損散々物也、唐庇御車無<sup>(29)</sup>相違<sup>(30)</sup>被<sup>(31)</sup>用可<sup>(32)</sup>為<sup>(33)</sup>何様<sup>(34)</sup>哉、将又自<sup>(35)</sup>外廻<sup>(36)</sup>行啓儀被<sup>(37)</sup>略之条如何、又内侍所美体渡御之間、如<sup>(38)</sup>御辛櫃浜床被<sup>(39)</sup>用<sup>(40)</sup>如在儀先例<sup>(41)</sup>也、而今度

御辛櫃已下現在之由、武家辺有<sup>二</sup>其間<sup>一</sup>、彼御辛櫃等被<sup>二</sup>奉迎<sup>一</sup>之時儀、可<sup>レ</sup>為<sup>二</sup>何様哉、条々引勘可<sup>レ</sup>申者、関白の二条良基より洞院公賢に對して、後光厳天皇踐祚をめぐる諮問があつた。その中で、内侍所の神鏡が南朝に渡っていることから、辛櫃を浜床に据えて「如在儀先例」が用いられることになった。

さて、その辛櫃はどのように調達されたのか。『園太曆』文和元年（一三五二）八月十八日条には、次のようにある。

内侍所御辛櫃事、御沙汰治定之趣不<sup>二</sup>存知<sup>一</sup>、不審之間、今日相<sup>二</sup>尋匡遠<sup>一</sup>、返状統<sup>レ</sup>之、

去夜踐祚儀無<sup>二</sup>一事違乱<sup>一</sup>被<sup>二</sup>逐行<sup>一</sup>了、就中風雨難治之処、臨<sup>レ</sup>期属<sup>レ</sup>晴候、珍重<sup>二</sup>存候<sup>一</sup>、刻限以下遅々、及<sup>二</sup>午刻<sup>一</sup>事訖、一窮屈仕候之間、今日不<sup>二</sup>參仕<sup>一</sup>候、恐存候、近日旁可<sup>二</sup>參申上<sup>一</sup>候、此間御沙汰之次第、云<sup>二</sup>兼日<sup>一</sup>云<sup>二</sup>当日<sup>一</sup>、念委細可<sup>二</sup>注進仕<sup>一</sup>候、

内侍所御辛櫃事、一昨日別自<sup>二</sup>執柄被<sup>二</sup>仰下<sup>一</sup>候之間、不<sup>レ</sup>能<sup>レ</sup>申<sup>二</sup>子細<sup>一</sup>、匡遠夜前先參<sup>二</sup>向左女牛若宮<sup>一</sup>、

申<sup>二</sup>沙汰候<sup>一</sup>、当社禰宜盛兼令<sup>二</sup>祇候<sup>一</sup>、奉<sup>レ</sup>出<sup>二</sup>御辛櫃<sup>一</sup>、刀自番女請<sup>二</sup>取之<sup>一</sup>、如<sup>レ</sup>形奉<sup>レ</sup>裏也、召<sup>二</sup>駕輿<sup>一</sup>了、密々

奉<sup>レ</sup>渡<sup>二</sup>内裏了<sup>一</sup>、六位史盛宣一人供奉之儀候、只密々可<sup>二</sup>渡申<sup>一</sup>之由被<sup>二</sup>仰下<sup>一</sup>之間、如<sup>レ</sup>此申<sup>二</sup>沙汰仕<sup>一</sup>了、

委細之旨此間可<sup>二</sup>參入仕<sup>一</sup>候、且得<sup>二</sup>此御意<sup>一</sup>、内々可<sup>レ</sup>令<sup>二</sup>洩申上<sup>一</sup>給哉、恐々謹言、

八月十八日

匡遠

後光厳天皇の踐祚の儀にあつては、左女牛若宮の辛櫃が用いられたが、この計画を主導したのも良基であつた。後鳥羽天皇擁立時と同じく、内侍所の「如在礼」は代用の辛櫃を必要としたのである。

神鏡不在の内侍所御神楽は「如在礼」が用いられた。後光厳天皇擁立をめぐる一連の動向をみると、良基が内侍所御神楽の継続に深く関与していることがうかがえる。その上で『園太曆』延文二年（一三五七）十二月二十一日条には、次のような記事がみられる。



一昨日仰下され候廢務発<sup>二</sup>物音<sup>一</sup>事、師茂<sup>〔中原〕</sup>・匡<sup>〔小槻〕</sup>遠などにあいたつね候へは、所見分明ならぬよし申候、内侍所の御神楽などハ、官外記しるし候ハしと存候、康永三年愚記、<sup>〔原本傳〕</sup>は、かりなからしるしいたしてまいらせ候、このとし月次祭、内裏穢にて式日のひ候、廢務日の儀、御沙汰もや候つらん、上卿右衛門督にて候按察卿にて候と覚候、たつねも下され候へきやらん、例——用捨のやうも、<sup>〔三条実繼〕</sup>猶執柄<sup>〔二条隆盛〕</sup>などへも申談せられて、治定候へく候やらん、御心候て、御ひろう候へく候、あなかしこ、

後光厳天皇の諮問に対して、洞院公賢が廢務日の内侍所御神楽の先例を奏上した。その文面の中で、関白の二条良基らとも相談して決められることを進言している。周知の通り、良基は南北朝期に摂関、太政大臣、准三后を務めた公家の筆頭であり、古典学に通じて足利義満に有職故実を授けた。また北朝にあつて朝儀復興に尽力したことも知られる。

良基は、三種の神器についてどのように考えていたのか。『永和大嘗会記』<sup>〔15〕</sup> 永和元年（一三七五）十月二十日条には、次のように記される。

大かた三種の神器のことは左右なく申へきに侍らねども、をろくしるし侍なり、（中略）抑三種の神器  
いまた山中を出さるよし、世の人おもへり、愚意にはことく当朝に現在せると思ひ給なり、其故は、  
むかし楚王黃帝の烏号の弓をうしなふ事あり、王のたまはく、楚人弓をぬすむ、国の中をはなるへからず、  
靈器おなしかるへしと、孔子き、てのたまはく、惜哉、天下にとのたまはさる事をと、まことに紛失すと  
いふとも、一天の内をはなるへからず、况宝劍はすなはち草なきの劍の正躰なり、いま熱田にまします、  
西海にしつみし宝劍は、是をうつされたるものなり、神鏡すなはち伊勢大神宮の正体なり、いま神宮にま  
します、みなこれ当朝のうち叡信をこらされは、宮中にましますにかはるへからず、神璽は又天子の玉印  
なり、文をまほる、政をた、しくせられは、これすなはち又神璽なるべし、三種の靈体た、国家の政化儀

をまほるのみなり、しかあらば治政の時は外にありと云とも、体を合へし、衰乱の世には、宮中にありといふとも、殆其益あるへからざるにこそ、これはみな先賢の記する所なれば、さためてあやまりあらしとおもひつる、くた／＼しきやうなれとも事をつめてにしるし申なり、

二条良基は、そもそも神鏡の正体は伊勢神宮にあるのだから、天皇の信仰が揺るがなければ、南朝側にある神鏡も都にあるのと同じだと主張した。この良基の主張について、小川剛生は「朝廷の善政をもって護世の証とする観念的な思考であり、北朝・幕府の相対的な政治情勢の安定を背景にした強弁でもあるが、神器の不在という事実に対する、北朝による殆ど唯一の弁明であり、良基の大宰としての立場を体した文章である」<sup>16</sup>と述べている。右に掲げた三種の神器をめぐる良基の説は、北朝が内侍所御神楽を継続させた根拠と考えてよからう。良基が、頑ななまでに朝儀復興にこだわったことは広く知られる通りだが、内侍所御神楽は神鏡不在の現実を乗り越えるためにも、中絶させてはならない行事であったのではないか。

後光厳朝以降の内侍所御神楽は、その崇敬の対象である神鏡を失った状態にあった。神鏡に対する奉仕儀礼という本来の目的に従えば、内侍所御神楽は中絶か衰退という道を選んでも不思議ではなかった。それにもかかわらず、毎年内侍所では「臨時恒例御神楽」が催されただけでなく、秋季御神楽の再興も試みられるなど、神鏡の存したころと同様の行事が目指されたのである。この時期の朝儀復興の機運について、小川剛生は「良基が固執した朝儀復興とは、現在を否定し、過去を慕う尚古思想から来たものであるにしても、その手段は優れて現実的であった」<sup>17</sup>と述べている。そもそも辛櫃を内侍所の代用としたのは良基であったが、内侍所御神楽の継続にあたって「如在礼」という現実的手段を利用したのも、やはり良基であったはずである。

#### 四、北朝の内侍所御神楽の観客

ここで視点を変えて、北朝の内侍所御神楽の観客について考えてみたい。御神楽をはじめとする神事は、神に対する奉仕儀礼であると同時に、ある意味では見世物でもあった。石原比伊呂は「儀礼とは、儀礼中の所作や席次を通じて社会的身分関係を視覚的に現出させ、あるべき社会秩序を表現するという社会的機能がある」とした上で「朝廷儀礼や節会などには、天皇が天皇たる由縁を再生産するという機能があり、皇統の分裂下では、現に皇位にある「王家」が真に正当な「王家」たることを保障する装置でもあった<sup>(18)</sup>と説明している。内侍所御神楽は、天皇が拝礼し、その臨席のもとで殿上召人らによる神楽歌が奏される。内侍所御神楽は、北朝の天皇の「叡信」を視覚的に現出する手段として有効であったのではないか。北朝の内侍所御神楽が、南朝や反幕府勢力に対して、正統性を主張する機会であったのはいうまでもない。ただしその主張は、広く見物されてはじめて意味を持つことも忘れてはならないのである。

それでは、当時の北朝の内侍所御神楽は、具体的にどのような人々に見物されていたのだろうか。そもそも鎌倉初期より、内侍所御神楽には多くの民衆の観客があった。『順徳天皇御記』建暦元年（一二一一）十二月十六日条には「見物人々雑人等感事過法、落涙之人多之」とあるほか、『明月記』同日条にも「実教卿衣冠交雑人」聴聞云々、実宣卿又同「大理」、微「行禁中」事如何」とあるなど、御神楽の儀礼空間に「雑人」の存在が記されている。

さらに南北朝期の土御門東洞院内裏における内侍所御神楽でも、多くの観客の存在があった。『御神楽雜記<sup>(19)</sup>』所引『信俊卿記』明徳三年（一二三九）閏十月七日条には、次のような記事がみられる。

一陪従兵衛大夫経方持「参私器」之处、中夜御神楽以前臥置間、見物之人踏「破之」、希代不思儀<sup>(20)</sup>、以外事也、

其身表示之由存、雖<sup>レ</sup>然<sup>ニ</sup>始終<sup>ニ</sup>無<sup>ニ</sup>殊事<sup>一</sup>、仍自<sup>ニ</sup>中日<sup>一</sup>召<sup>ニ</sup>寄予器<sup>一</sup>彈<sup>レ</sup>之、

南朝から神鏡の帰還した際の三ヶ夜内侍所臨時御神楽において、見物の人が誤って和琴を踏み壊してしまった。もちろん恒例行事とは大きく状況が異なるものの、内侍所御神楽の奏楽の現場にまで見物の民衆が押し寄せた事実が確認できる。小川剛生は「この時代の内裏は、里内裏であるゆえ、四周が道路に直接面する訳で、必ずしも閉ざされてはいなかった。とりわけ政務朝儀の行われる日は見物人で溢れていた」とした上で「禁中奥深くまで無関係の観衆が闖入すること、常識では理解しがたい現象である。とはいえ中世の朝廷はこうした見物人を必ずしも排除しなかった。それは天皇以下自分たちが「見られる」身体であることを承知していたからであらう」<sup>(20)</sup>と指摘する。天皇や公家たちは、このような見物人の存在を充分に意識しながら内侍所御神楽に臨んでいたに違いない。

二条良基も、内裏の見物を意識していた。『永和大嘗会記』永和元年（一三七五）十一月二十五日条には、清暑堂御神楽について「御神楽の程、あまりに雑人おほくて、きゝもわかれず」と述べている。後円融天皇の永和元年の清暑堂御神楽は、楽が聞こえないほどの「雑人」が殺到した。もちろん良基は「雑人」に特別な関心を寄せているわけではないが、御神楽における見物の存在を意識していたのは確かである。

北朝の内侍所御神楽は、神鏡不在の現実を乗り越える目的から、二条良基を中心に執行された。その際、後鳥羽天皇の「如在礼」を先例としつつ、現実在即した形で利用された。良基は、御神楽に集客力のあることを認めた上で、神鏡に対する天皇の「叡信」を視覚的に現出させることにより、北朝の正統性を主張しようとしたのではないか。

## 五、足利將軍と内侍所御神楽

内侍所御神楽の開催のためには、公家社会の人々の関与が必要である。まず天皇は内侍所に対して拝礼を行い、御神楽の間は臨席した。実際の奏楽は、楽家の殿上人と近衛官人が務める。さらに執行の責任は関白（摂政）が負った。朝廷が自立できた時代は、公家社会が内侍所御神楽を運営する力を持っていたが、南北朝期の北朝は幕府に多くを依存しなければならなかった。特に後光厳朝以降の朝廷は、幕府に全面的に依存する形になり、内侍所御神楽の開催も幕府の財政的支援なしには不可能だったのである。

やや下った時期の史料になるが『大乘院寺社雜事記』<sup>21</sup>所引『尋尊大僧正記』文明十二年（一四八〇）正月四日条には、次のように記されている。

尊氏將軍以來、公家御儀毎事武家より申沙汰、

初代將軍尊氏以來、朝廷の諸儀礼は幕府が用立てた。後光厳期の北朝は、幕府の御訪（献金）によって支えられていたのである。内侍所御神楽も同様の状況であり『宣胤卿記』<sup>22</sup>文龜元年（一五〇一）十二月二十九日条には、次のような記事がみられる。

今夜内侍所御神楽、当御代  
初代（中略）

武家惣用不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>沙汰、被<sub>レ</sub>付<sub>二</sub>公家用脚<sub>一</sub>云々、

文龜元年の内侍所御神楽は、幕府からの支援がなかったため、公家が経費を用立てたとある。それまでの内侍所御神楽は、幕府の財政的支援によって行われていたことが裏付けられよう。

このように内侍所御神楽の執行に幕府の支援が不可欠であった一方で、將軍をはじめとする幕府が内侍所御神楽に直接関与した様子はみられない。古記録による限り、尊氏と義詮が御神楽に臨席した事実はなく、また

積極的に意見したような形跡も認められない。初期の室町幕府が、公家社会に積極的に介入することを好まなかったこともあり最初の二代の将軍は内侍所御神楽から距離を置いていたのである。

ところが三代義満に至って、将軍の姿勢にも変化がみられる。康暦二年（一三八〇）、義満は現職の将軍として初めて内侍所御神楽を聴聞した。『内侍所御神楽部類記』所引『敦有卿記』康暦二年十二月十三日条には、義満の行動が次のように記されている。

内侍所臨時恒例兩座御神楽也、臨時奉行職人并資興恒例奉行職人次官家房信俊朝臣依兼日催参仕、將軍參内聴聞之間、別而被刷其儀、(中略)臨時御神楽了、宸儀還御、大樹韓神之後退出、

この夜の内侍所御神楽は、義満の聴聞によって特別に盛大に行われた。義満は「韓神」のあとに退出している。このような将軍の臨席について、石原比伊呂は「将軍が儀礼に参加した場合、幕府としては将軍に赤っ恥をかかせるわけにはいかないから、その儀礼は威儀嚴重に執りおこなわれなければならない」とした上で「首長たる義詮や義満が朝儀に参加する以上、幕府はその威儀嚴重な催行のための財政援助を惜しむわけにはいかなかったのである。公家社会の視点に立てば、将軍を公事に参加させれば、臨時収入がもたらされるといふことである」<sup>(23)</sup>と説明している。公家社会は、内侍所御神楽に義満を臨席させることにより、財政的支援を期待したのである。

義満に対しては、二条良基が朝儀復興を目的として、公家文化の感化を進めたことが知られている。小川剛生は「良基の義満への感化は公事から、広く和歌・連歌・学問、あるいは蹴鞠・立花・猿楽などの藝道まで及んだ。もとよりそれは義満個人への影響にとどまらなかった。康暦・永徳期は、諸事停滞した南北朝時代であった、文化の興隆が初めて顕著な時期であった。公家日記をはじめ多くの史料が残存していることもこの時期が後世から推測とすべき先例に富んでいるとみなされたことを示す」<sup>(24)</sup>と述べるように、良基の努力によって北

朝の文化が再興した事実を明らかにしている。内侍所御神楽の臨席を勧めたのも、やはり義満の指南役の良基であろう。もし義満が内侍所御神楽に奏者として関与するようになれば、鎌倉後期のように秋季の「臨時御神楽」と十二月の「恒例御神楽」に復すことができたかもしれない。

しかし康暦二年の内侍所御神楽は、短時間で義満が退席しており、しかもその後は続かなかつた。確かに初の臨席の意義は小さくないものの、それによって将軍が御神楽に関心を持った様子は認められない。義満は笙の奏者として宮中の音楽に介入したが、御神楽には笙がなかった。義満は、自身の奏楽の機会はないと理解したはずである。先述したように内侍所御神楽に対する財政的支援は、すでに尊氏・義詮の時期から行われていた。義満の内侍所御神楽に対する姿勢は、先の二代の路線を継承したものであり、義満によって御神楽が旧儀に戻ることとはなかつたのである。さらにいうと、以降の将軍たちも内侍所御神楽に深く関わりとはしなかつた。

明德三年（一三九二）南北朝合一によって、三種の神器が京に帰還した。それを記念して三ヶ夜内侍所臨時御神楽が行われた。石原比伊呂は「義満は、南朝の後龜山から後小松への神器讓渡を効果的に演出するために、内侍所御神楽の挙行を指示したのではないだろうか。そして、この神器讓渡が成功裏に完遂されることにより、後小松の皇位の正当性に、合法的な保障が与えられることとなったといえるだろう」<sup>(25)</sup>と指摘している。『御神楽雜記』所引『信俊卿記』明德三年閏十月五日条には、次のように記されている。

一自<sup>(中御門)</sup>今夜、於<sup>(足利義満)</sup>内侍所被<sup>(中御門)</sup>始<sup>(足利義満)</sup>行三ヶ夜御神楽、文治例云々、奉行藏人左少弁宣俊、伝奏日野大納言、<sup>(賢教)</sup>任<sup>(賢教)</sup>文治例、可<sup>(賢教)</sup>申沙汰之由、自<sup>(賢教)</sup>室町殿被<sup>(賢教)</sup>召仰云々、然之間<sup>(賢教)</sup>予<sup>(賢教)</sup>相<sup>(賢教)</sup>尋奉行左少弁云、然者任<sup>(賢教)</sup>彼先規、加<sup>(賢教)</sup>歌教、唱<sup>(賢教)</sup>秘曲、勸<sup>(賢教)</sup>益禄等可<sup>(賢教)</sup>有之哉之由、令<sup>(賢教)</sup>申<sup>(賢教)</sup>奉行之間、忿<sup>(賢教)</sup>可<sup>(賢教)</sup>伺申<sup>(賢教)</sup>之由申也、則<sup>(賢教)</sup>及<sup>(賢教)</sup>晚、自<sup>(賢教)</sup>左少弁許、以<sup>(賢教)</sup>使者、今朝奉之間事伺申入之処、只引<sup>(賢教)</sup>上<sup>(賢教)</sup>每年臨時御神楽、三ヶ夜被<sup>(賢教)</sup>行之也、仍<sup>(賢教)</sup>不可<sup>(賢教)</sup>有<sup>(賢教)</sup>異事之由被<sup>(賢教)</sup>仰下云々、奉<sup>(賢教)</sup>之由返答了、然者文治例無用歟、無<sup>(賢教)</sup>大曲<sup>(賢教)</sup>之段太背<sup>(賢教)</sup>理、

無念驚人者也、

義満は「文治例」を踏襲することを指示したものの、秘曲などの特別な儀礼は不要とした。これに対して、郢曲の家の綾小路信俊は強く批判している。このような義満の姿勢に対して、小川剛生は「北朝の反撥に配慮して、神器帰還の印象さえ薄くしようとしたのである」<sup>26)</sup>と述べており、また猪瀬千尋も「義満は三箇夜内侍所御神楽の開催にあまり積極的ではなかった」<sup>27)</sup>としている。義満の消極的姿勢は明らかであるが、いずれの論においても神鏡不在の時期の「如在礼」には触れられていない。

北朝は三代約四十年に渡って三種の神器を保持せず、内侍所は「如在礼」を貫いた。神鏡の実物を前にした内侍所御神楽を記憶する者も減少して、もはや過去の作法と感じられたはずである。すでに「如在礼」が常態化し、神鏡不在の内侍所御神楽は当然になっていった。さらに義満は、良基から有職故実を伝受しており、その教えに従って朝儀に参画していた。神鏡の有無が大きな問題ではないとする姿勢も、良基から受け継いでいたと考えられる。神鏡の帰還時は「如在礼」と同様に「文治例」が用いられ、三ヶ夜内侍所臨時御神楽が行われたが、義満の態度は消極的であった。「如在礼」に基づけば、たとえ神鏡が帰還したとしても、それが御神楽を盛大に執行する理由にはならないと考えたのではないか。

## おわりに

南朝に神鏡を渡した北朝は、後鳥羽天皇の「如在礼」を先例として、神鏡不在の状態のまま内侍所御神楽を継続した。後光厳朝の朝儀復興を主導した二条良基は、天皇の「叡信」によって、たとえ内侍所に神鏡が奉安されない状態であっても、神鏡が存在することに変わりはないと主張した。この良基の考えを視覚的に現出す



るためには、年中行事の多くが中絶する状況にあっても、内侍所御神楽を止めるわけにはいかなかったのである。そもそも中世の内侍所御神楽は、多くの観客が内裏に参入する行事であり、王卿貴族もその目を充分に意識していた。「如在礼」は、北朝の正統性の示される機会としても利用されたに違いない。

内侍所御神楽をはじめとする北朝の年中行事は、室町幕府の財政的支援によって運営されていた。良基の説を吸収しつつ、尊氏・義詮の路線を継承した義満は、現職の將軍として初めて内侍所御神楽に臨席した。しかし南朝から三種の神器を取り戻したときも、義満は秘曲を用いた特別な行事は不要として、例年の内侍所臨時御神楽を指示している。すでに北朝は約四十年に渡って「如在礼」を続けており、神鏡に奉納する内侍所御神楽も過去の記憶と化していたのだろう。義満は、笙の奏者として朝廷の音楽に介入する一方で、内侍所御神楽に深く関与することはなかった。笙のない御神楽は、義満にとって関心を抱きにくい行事であったのかもしれない。

注

- (1) 松前健「内侍所御神楽の成立」(『松前健著作集 第4巻 神と芸能』おうふう、平成十年、初出『平安博物館研究紀要』四輯、財団法人古代学協会、昭和四十七年、後『古代伝承と宮廷祭祀』塙書房、昭和四十九年)
- (2) 拙稿「北朝の内侍所御神楽―後光厳朝を中心に―」(新潟大学人文学部『人文科学研究』一四三号、平成三十年十一月)
- (3) 小川剛生は「伝記考証」(『二条良基研究』笠間書院、平成十七年)
- (4) 『宣胤卿記』貢馬伝奏事
- (5) 本文は、史料纂集による。

- (6) 本文は、大日本古記録による。
- (7) 本文は、新訂増補国史大系による。
- (8) 本文は、図書寮叢刊による。
- (9) 本文は、京都御所東山御文庫蔵『内侍所御神楽部類記』（東京大学史料編纂所写真帳六一八六・二二）による。
- (10) 『御神楽雑記<sup>乾</sup>』所引『定能卿記』元暦二年（一一八五）二月二十四日条
- (11) 『御神楽雑記<sup>乾</sup>』所引『定能卿記』元暦二年（一一八五）二月二十七日条
- (12) 前掲『御神楽雑記<sup>乾</sup>』所引『定能卿記』元暦二年（一一八五）二月二十四日条
- (13) 松前健「御神楽の性格」（前掲『松前健著作集・第四卷・神と芸能』、初出『日本民俗研究大系』六卷、國學院大學、昭和六十一年）
- (14) 藤田勝也「宮中祭祀施設としての内侍所」（『日本古代中世住宅史論』中央公論美術出版、平成十四年、初出「宮中内侍所の建築的展開―院政期貴族住宅における家政機関の空間に関する研究―」『日本建築学会計画系論文報告集』三九七号、平成元年）
- (15) 本文は、大日本史料による。
- (16) 前掲 小川剛生「伝記考証」
- (17) 前掲 小川剛生「伝記考証」
- (18) 石原比伊呂「北朝天皇家と『王家』の執事」（『足利将軍と室町幕府時代が求めたリーダー像』戎光祥出版、平成三十年）
- (19) 本文は、尊経閣文庫蔵『御神楽雑記<sup>乾</sup>』（東京大学史料編纂所影写本三〇一一・一六）による。
- (20) 小川剛生「内裏を覗く遁世者」（『兼好法師 徒然草に記されなかった真実』中公新書、平成二十九年）
- (21) 本文は、増補続史料大成による。
- (22) 本文は、増補史料大成による。
- (23) 石原比伊呂「足利義満と北朝天皇家」（前掲『足利将軍と室町幕府時代が求めたリーダー像』）
- (24) 前掲 小川剛生「伝記考証」
- (25) 石原比伊呂「『内侍所御神楽部類記』にみる足利義満と室町前期の公家社会」（研究代表者田島公『目録学の構築

と古典学の再生〔中間成果報告書Ⅰ〕（平成二十一年）

〔26〕小川剛生「北山殿での祭祀と明国通交」〔足利義満公武に君臨した室町將軍〕中公新書、平成二十四年）

〔27〕猪瀬千尋「三ヶ夜内侍所御神楽をめぐって」〔中世王権の音楽と儀礼〕笠間書院、平成三十年）

【付記】本稿は、令和元年度科学研究費助成事業（若手研究 研究課題番号18K12281）による研究成果の一部である。